

議第5号議案

増田敏雄議員に対する問責決議

市議会議員は、法令等を遵守し高い倫理観と自律性の下に行動することが求められている。我々羽生市議会議員は、市民から負託を受けた者として、私生活においてもその立場と職責の重さを深く自覚し、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

しかしながら、増田敏雄議員は、5月17日の第1回臨時羽生市議会の議長選挙を巡り、5月10日にメールで野中一城議員に対し、特定の議員をイニシャルで名指しし、侮辱したうえ、野中一城議員を脅迫するとも受け取れる文章を2度にわたり送信したものである。この行為に対し、5月12日に臨時の全員協議会が開催され、増田敏雄議員から文書を送信した理由について説明を受けたものの、その説明は終始曖昧であり、真意をうかがい知ることは出来なかった。

増田敏雄議員は、過去にも行田市・羽生市一般廃棄物処理施設の共同整備に関する協議会の場において、協議とは関係ない自身のチラシを行田市役所内で配布したり、全員協議会における、まちづくり部長の報告を受けたのち、憶測で特定事業者と接見し事情聴取したりするなど、議員として品位を疑う行動があり、議長からも厳重注意を受けた経緯もある。

増田敏雄議員は、市民の範として法令等の遵守が強く求められる市議会議員の職にありながら、その規範意識の欠如により、羽生市及び羽生市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させたことは、断じて許されない。

よって、本市議会は、これらの事態の重大さに鑑み、増田敏雄議員の市議会議員としての責任を問うものである。

以上、決議する。

令和5年5月

埼玉県羽生市議会

令和5年5月17日提出

埼玉県羽生市議会議員	柳	沢	暁
〃	中	島 直	樹
〃	島	村	勉